

千葉市公告第122号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

関係人で意見のある方は、当日出席して意見を述べるか、もしくは書面にて意見を提出してください。

令和5年2月6日

千葉市長 神谷 俊一

1 聴取しようとする事項

東千葉住宅自治会地区建築協定について

（協定区域の地名地番：千葉市中央区東千葉1丁目430-17、430-19、430-23、430-31、430-32、430-51、430-52、430-60、430-61、430-62、430-65、430-67、430-68、430-69、441-10、441-17、441-24、441-25、441-27、441-31、441-37、441-39、441-40、449-4、449-5、449-8、449-11、449-12、449-13、449-14、449-15、449-16、449-17、449-18、449-20、449-21、449-22、449-25、449-30、449-34、449-39、449-43、449-44、449-45、449-46、449-49、449-50、3丁目659-9、659-11、659-13、659-15、659-16、659-18、659-19、659-22、659-23、659-24、659-26、659-27、659-31、659-37、659-40、659-42、659-45、659-46、659-47、659-48、659-49、659-51、659-53、659-59、659-60、659-61、659-62、659-63、659-66、659-69、659-72、659-73、659-78、659-79、659-81、659-82、659-83、659-84、659-117、659-118、659-121、659-124、698-6、698-8、698-17、698-18、698-26、698-28、698-32、698-46、698-48、698-49、698-52）

2 聴取の日時

令和5年3月10日（金） 午前10時00分より

3 聴取の場所

千葉市中央区東千葉1丁目5番3号
東千葉住宅地5自治会集会所

4 書面にて意見を提出する場合の提出期限及び送付先について

(1) 提出期限 令和5年3月6日(月) 必着

(2) 提出方法 「東千葉住宅自治会地区建築協定に対する意見」と書き、住所、氏名、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付してください。

郵 送：260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター3階

千葉市役所建築指導課企画管理班

F A X：043-245-5888

電子メール：shido.URC@city.chiba.lg.jp

5 備考

新型コロナウイルス感染症の影響で公聴会が延期となる場合があります。